

個別労働関係紛争解決制度の「あっせん」をご利用ください

トラブルは一方が正しいと判断しても、他方が違うと判断していれば、訴訟等の長期に渡る深刻な争いに繋がる可能性もあります。個別労働関係紛争解決制度の「あっせん」では、比較的短期間に処理が行われ、無料で利用できる制度です。自主的な解決に向けてあっせんへの参加をぜひご検討下さい。

1 公的機関が運営する公平・中立な制度です

公平・中立な立場から、事情を聞き、解決に向けて当事者双方の主張を整理・調整します。あっせんの場で、解決するか否かは両当事者に委ねられています。

2 迅速・簡便な無料制度です

多くの費用・時間を要する裁判とは異なり、諸事情にもよりますが、概ね2か月を目途に処理を終了する無料の制度です。

3 任意の制度です

- ★ 申請人と被申請人が「今回のトラブルをあっせん制度を利用して解決したい」と考えている場合に、あっせんが行われることとなります。
- ★ あっせんの手続きは、参加が強制されるものではなく、参加されなくとも不利益はありません。被申請人が参加されない場合には、あっせんは実施されず、あっせん手続きは打ち切りにより終了します。

4 互いの譲歩がポイントです

- ★ あっせんの場を設けるのは、原則1回です。事案にもよりますが所要時間は1回半日、概ね2時間30分です。
- ★ あっせん委員が、申請人と被申請人にあっせん室で個別に面談します。
- ★ あっせんの場では「事実の認定」や「法的な判断」を行うことはありません。あっせんの場では、双方が納得できる解決策を探して紛争の解決を目指しますので、あっせん委員からの客観的なコメントをうけて紛争解決に向けての検討を行い、双方が歩み寄りを行うことが重要です。

5 その他

- ★ あっせんは非公開のため、録音録画は御遠慮頂いております。
- ★ 労働者があっせんの申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。
- ★ なお、庁舎管理上あっせんが行われる場所には警報装置及び防犯カメラを設置しています。

あっせん手続の流れについて、次のページをご覧ください。

あっせん手続の流れ

① あっせん開始通知書の送付（本日送付した文書です）

- ・ あっせん手続に参加されるか、参加されないかについて、回答書を郵送して下さい。
主張が書ききれない場合は、別紙添付でもかまいません。
- ・ 被申請人があっせん手続に参加する意思がない場合には、あっせんを打ち切ることとなります。

② 被申請人の主張をお聞きします

- ・ 同封の回答書にご記入の上、ご返送ください。
- ・ 来局いただくか電話で直接説明いただくこともできます。来局される場合には、事前に担当までその旨連絡ください。
(貴殿から提出された回答書や事情をお聞きした時に提出していただいた関係資料は、貴殿の同意がなければ申請人には見せません)

③ あっせん期日（あっせんが行われる日）を決めます

- ・ 事前に両当事者のご都合等をお聞きしたうえで決めます。

④ あっせんの実施

- ・ 原則として、あっせん委員が申請人と被申請人に個別に面接し、意見の調整をします。
- ・ 当事者間の意見の隔たりが大きい等、あっせんによっては解決の見込みがないとあっせん委員が判断した場合はあっせんを打ち切ることとなります。
- ・ 合意が成立した場合には、原則として合意文書を作成します。
- ・ あっせんの開催は原則 1 回限りとし、迅速な解決を目指します。

Q & A

Q : 申請人の主張が事実に反するので妥協する意思が全くありませんが、それでも参加した方がいいのでしょうか？

A : あっせんは裁判と違い当事者のどちらが正しいか判定するようなものではありません。しかし、トラブルは一方が正しいと判断しても他方が違うと判断していれば、今後訴訟等の争いに繋がる可能性があるため、あっせん委員の調整をお聞きいただくことが有効な場合もあります。

但し、あっせんにおいては、話し合いの促進、紛争の解決・合意に向けての歩み寄りが重要になります。

Q : あっせんには必ず本人が出席しなければならないのですか？

A : あっせん委員の許可を受けた上で、代理人が出席することや補佐人を伴うことができます。